

岐阜県公報

第 三 千 十 三 号
平 成 三 十 一 年 一 月 十 一 日

(金 曜 日)

目 次

監査委員告示

定期監査の結果に関する報告の公表

(監 査 委 員)

一 一 五

定期監査の結果に基づいて講じた措置の公表

(同)

一 一

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商 業 ・ 金 融 課)

一 六

公共測量の実施

(用 地 課)

一 八

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

(都 市 政 策 課)

一 八

岐阜県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定により平成三十年十一月に執行した定期監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成三十一年一月十一日

岐阜県監査委員	山 本 勝 敏
岐阜県監査委員	山 本 維 久
岐阜県監査委員	山 本 泉
岐阜県監査委員	藤 良 寛
岐阜県監査委員	杉 山 祐 子

監査委員告示

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火 曜 日)

発 行

(休 日 に 当 た る)

平 成 三 十 一 年 一 月 十 一 日

第1 監査実施機関数

	監査実施機関数		監査結果件数			
	指摘あり	指導あり	指摘事項	指導事項	検討事項	
知事直轄	—	—	—	—	—	—
総務部	5	1	0	1	0	0
清流の国推進部	—	—	—	—	—	—
危機管理部	—	—	—	—	—	—
環境生活部	2	0	1	2	0	—
健康福祉部	11	3	3	6	3	0
商工労働部	4	0	1	2	0	0
農政部	9	4	1	6	5	0
林政部	—	—	—	—	—	—
県土整備部	9	3	6	12	6	0
都市建設部	3	0	0	0	0	0
県事務所	3	3	1	6	5	1
教育委員会	34	4	13	18	4	14
警察本部	11	5	5	11	6	5
その他	3	0	0	0	0	0
合計	94	23	31	64	30	34

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指導事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
 - ・指導事項 是正又は改善を求める事項
 - ・検討事項 所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課に対し是正若しくは改善を求める事項
- 監査実施機関数の「指摘あり」及び「指導あり」は、それぞれで計上しているため、監査実施機関数とは一致しない。
「—」は、監査未実施を示す。

第2 監査結果

監査の結果、43機関において、30件の指摘事項及び34件の指導事項が認められたので、対象機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

1 総務部 (5機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
岐阜県事務所	平成30年11月27日	西濃県事務所	平成30年11月26日
中濃県事務所	平成30年11月12日	飛騨県事務所	平成30年11月8日
自動車税事務所	平成30年11月14日		

【監査の結果】

次のとおり指摘する事項があった。

機関名	区分	内容
自動車税事務所	指摘事項	公務中に車両を損傷させた1件の取損事故について、修繕料30,078円が支払われていたのに、職員の見積り事故防止について一層の徹底を図らねばならない。

2 環境生活部 (2機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
図書館	平成30年11月28日	高山陣屋管理事務所	平成30年11月28日

【監査の結果】

次のとおり指導する事項があった。

機関名	区分	内容
高山陣屋管理事務所	指導事項	ノート型パソコンの修繕に係る支出事務において、見積書が徴収されていなかったため、今後は適正に処理された。
	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の取損事故について、修繕料60,480円が支払われていたのに、職員の見積り事故防止について一層の徹底を図らねばならない。

3 健康福祉部 (11機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
東濃保健所	平成30年11月28日	恵那保健所	平成30年11月28日
飛騨保健所	平成30年11月28日	飛騨保健所下呂センター	平成30年11月28日
岐阜地域福祉事務所	平成30年11月28日	多治見看護専門学校	平成30年11月28日
下呂看護専門学校	平成30年11月13日	飛騨食肉衛生検査所	平成30年11月28日
動物愛護センター	平成30年11月12日	身体障害者更生相談所	平成30年11月28日
わかあゆ学園	平成30年11月21日		

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機関名	区分	内容
東濃保健所	指摘事項	時間外勤務手当等の支給事務において、時間外勤務手当を支給すべきところ、休日勤務手当を支給していたことにより、時間外勤務手当1件3,129円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

飛騨保健所	指導事項	公務中に感染症患者搬送用カプセルを損傷させた1件の毀損事故(修繕料相当地額723,600円)が発生していたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図らされた。
	指導事項	公務中に車両を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料12,841円が支払われていた。公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料19,948円が支払われていた。職員の毀損事故防止について一層の徹底を図らされた。
身体障害者更生相談所	指導事項	雇用保険料の支出事務において、算定基礎となる賃金総額の積算を誤ったことにより、追徴金100円が支払われていた。今後適正に処理されたい。
わかあゆ学園	指導事項	社会生活適応訓練等に必要資金(扶助費)を在園児童に対して支出しているが、支出後においても生活訓練の円滑な実施及び教育上の効果的な指導の必要性から、職員が公務の一環として当該資金を管理している。当該資金については、「わかあゆ学園 生活訓練費使用実施要綱」及び「わかあゆ学園 修学旅行生活訓練費使用実施要綱」に基づき取り扱うこととなっているが、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	1 生活訓練費を買い物指導に使用した後は、在園児童別の生活訓練費台帳に記入し、レシートを添付して残金を確認したうえで、速やかに在園児童の通帳に入金することとされているが、入金が遅れていたものがあつた。 2 通帳への入金後は、速やかに通帳とともに生活訓練費台帳に決裁を受けることとされているが、決裁を受けていないものや、決裁を受けているが入金の遅れが見逃さされているものがあつた。

4 商工労働部 (4機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
計量検定所	平成30年11月15日	木工芸術スクール	平成30年11月28日
生活技術研究所	平成30年11月28日	情報科学芸術大学院大学	平成30年11月28日

【監査の結果】
次のとおり指導する事項があつた。

機関名	区分	内容
計量検定所	指導事項	財産の記録管理事務において、質量比較器を購入した際に、「試験及び測定器」で登録すべきところ、「電気機械」で登録していたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

指導事項	公務中に車両を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料68,591円が支払われていた。職員の毀損事故防止について一層の徹底を図らされた。
------	--

5 農政部 (9機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
西濃農林事務所	平成30年11月5日	可茂農林事務所	平成30年11月9日
志那農林事務所	平成30年11月19日	下呂農林事務所	平成30年11月13日
飛騨農林事務所	平成30年11月7日	農業技術センター	平成30年11月28日
中山間農業研究所	平成30年11月28日	病害虫防除所	平成30年11月28日
飛騨家畜保健衛生所	平成30年11月28日		

【監査の結果】
次のとおり指導又は指導する事項があつた。

機関名	区分	内容
西濃農林事務所	指導事項	時間外勤務手当の支給事務において、1週間の所定労働時間に休日勤務手当が支給される時間を加えた時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1件1,678円が過払となつていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
恵那農林事務所	指導事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料9,720円が支払われていた。公務中の1件の交通事故防止について一層の徹底を図らされた。
飛騨農林事務所	指導事項	公務中に車両を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料183,500円が支払われていた。職員の毀損事故防止について一層の徹底を図らされた。
中山間農業研究所	指導事項	物品の管理事務において、簡易型土壌水分計1件(取得価格79,800円)を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められた。
中山間農業研究所	指導事項	時間外勤務手当の支給事務において、1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1件2,194円が過払となつていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

6 県土整備部 (9機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
岐阜土木事務所	平成30年11月27日	大垣土木事務所	平成30年11月26日
揖斐土木事務所	平成30年11月21日	郡上土木事務所	平成30年11月22日
下呂土木事務所	平成30年11月12日	高山土木事務所	平成30年11月29日
古川土木事務所	平成30年11月1日	長良川上流河川開発工事事務所	平成30年11月22日
宮川上流河川開発工事事務所	平成30年11月29日		

【監査の結果】
次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機関名	区分	内容
岐阜土木事務所	指導事項	道路管理上の4件の事故について、損害賠償金として31,423,994円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
大垣土木事務所	指導事項	道路管理上の1件の事故について、損害賠償金として92,471円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
揖斐土木事務所	指導事項	公務中にノータイプパソコン等を損傷させた2件の毀損事故について、修繕料81,000円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
郡上土木事務所	指導事項	道路管理上の1件の事故について、損害賠償金として142,495円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
下呂土木事務所	指導事項	道路管理上の3件の事故について、損害賠償金として206,135円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
	指導事項	一般県道下山丸線の防災工事において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 当該工事のための用地を取得する前に、道路区域の変更の公示を行っていないかった。 2 平成30年3月27日の当該工事完了後、供用開始の公示を行っていないかった。

7 都市建設部 (3機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所	平成30年11月27日	岐阜・西濃建築事務所	平成30年11月26日
飛騨建築事務所	平成30年11月29日		

高山土木事務所	指導事項	アスファルト補修材の調達に係る原材料費の支出事務において、調達した常温合材のうち、管内各地(事務所から遠隔地にある車庫等)に納品させた13トン分(25kg×520袋)について、納品検査を行うことなく代金が支払われていたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	公務中の3件の交通事故について、修繕料314,150円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	道路管理上の2件の事故について、損害賠償金として436,207円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
	指導事項	公務中に車両を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料115,711円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	公用車の調達において、約1か月の間に電子調達を利用して随意契約によることができるとする契約を3回締結し、同じ相手から同じ小型貨物自動車3台を購入していた。 3台をまとめて発注していたならば、より安価に購入できた可能性があることから、今後はスクールマシントを生かした発注に努められたい。
長良川上流河川開発工事事務所	指導事項	外付けハードディスクの管理事務において、職員は「USBメモリー及びその他の外部記録媒体使用記録簿」で許可された利用期間を超えて外付けハードディスクを利用してはならないが、解除に係る取扱管理者確認欄に押印があるにもかかわらず実際に返却しておらず、利用期間を3か月以上超過して利用していたものがあつたので、今後は適正に処理されたい。

【監査の結果】
特に指摘及び指導する事項はなかった。

8 県事務所 (3機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
西濃県事務所	平成30年11月26日	恵那県事務所	平成30年11月19日
飛騨県事務所	平成30年11月8日		

【監査の結果】
次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機関名	区分	内容
西濃県事務所	指摘事項	不用物品の売払いに係る収入事務において、調査(1件19,440円)が1か月以上遅延していたので、今後は適正に処理されたい。
	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料210,616円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料33,481円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
飛騨県事務所	指摘事項	時間外勤務手当の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1件2,254円が過払となっていた。 2 1週間の所定労働時間に休日勤務手当が支給される時間を加えた時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1件1,187円が過払となっていた。
	指摘事項	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として538,936円の費用負担が発生し、また、修繕料27,000円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	物品の管理事務において、ノートなど3件(取得価格計217,850円)を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。

9 教育委員会 (34機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
岐阜高等学校	平成30年11月28日	岐阜北高等学校	平成30年11月28日
長良高等学校	平成30年11月28日	岐山高等学校	平成30年11月28日
羽島北高等学校	平成30年11月14日	各務原高等学校	平成30年11月28日

岐阜各務野高等学校	平成30年11月28日	本巣松陽高等学校	平成30年11月28日
山県高等学校	平成30年11月15日	羽島高等学校	平成30年11月28日
岐阜工業高等学校	平成30年11月14日	掛妻高等学校	平成30年11月28日
池田高等学校	平成30年11月21日	大垣養老高等学校	平成30年11月28日
大垣商業高等学校	平成30年11月28日	郡上高等学校	平成30年11月28日
関有知高等学校	平成30年11月22日	加茂豊林高等学校	平成30年11月28日
可児工業高等学校	平成30年11月28日	中津高等学校	平成30年11月28日
益田清風高等学校	平成30年11月28日	飛騨高山高等学校	平成30年11月28日
高山工業高等学校	平成30年11月28日	岐阜本巣特別支援学校	平成30年11月15日
羽島特別支援学校	平成30年11月28日	揖斐特別支援学校	平成30年11月28日
大垣特別支援学校	平成30年11月28日	西濃高等特別支援学校	平成30年11月28日
海津特別支援学校	平成30年11月28日	可茂特別支援学校	平成30年11月9日
恵那特別支援学校	平成30年11月28日	下呂特別支援学校	平成30年11月28日
飛騨特別支援学校	平成30年11月28日	飛騨特別支援学校高山日赤分校	平成30年11月28日

【監査の結果】
次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機関名	区分	内容
長良高等学校	指導事項	公務中にノートパソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料164,439円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
岐阜高等学校	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料86,724円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
羽島北高等学校	指導事項	合併処理浄化槽保守点検及び放流水水質検査業務委託に係る契約事務において、契約書に完了検査の時期及び支払の時期が具体的に記載されていなかったため、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	SIDカードの管理事務において、次の不適正な事項が認められたため、今後は適正に処理されたい。

各務原高等学校	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料57,672円が支払われていたため、職員が、これを行っていない。
岐阜各務原高等学校	指導事項	1 利用していないSDカードは情報セキュリティ取扱管理者が一括して保管及び管理すべきところ、情報セキュリティ取扱管理者以外の者がこれを行っていた。 2 「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載して情報セキュリティ取扱管理者の許可を得ることなく、職員がSDカードを利用していただけであった。 3 SDカードを廃棄する場合は、「その他の外部記録媒体管理台帳」に廃棄日時等を記載することとなっているが、これを行っていない。
羽島高等学校	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料97,200円が支払われていたため、職員が、これを行っていない。
岐阜工業高等学校	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料97,200円が支払われていたため、職員が、これを行っていない。
大垣養老高等学校	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料154,644円が支払われていたため、職員が、これを行っていない。
郡上高等学校	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料97,200円が支払われていたため、職員が、これを行っていない。
可児工業高等学校	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料116,964円が支払われていたため、職員が、これを行っていない。

中津高等学校	指導事項	物品の管理事務において、掃除機など17件（取得価格計2,064,445円）を亡失していたため、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。
高山工業高等学校	指導事項	物品の管理事務において、プロジェクター一式など22件（取得価格計3,372,420円）を亡失していたため、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。
岐阜本巣特別支援学校	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた3件の毀損事故について、修繕料221,794円が支払われていたため、職員が、これを行っていない。
可児特別支援学校	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた2件の毀損事故について、修繕料115,236円が支払われていたため、職員が、これを行っていない。
飛騨特別支援学校	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料65,016円が支払われていたため、職員が、これを行っていない。

10

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
岐阜南警察署	平成30年11月28日	岐阜羽島警察署	平成30年11月28日
海津警察署	平成30年11月28日	大垣警察署	平成30年11月5日
掛妻警察署	平成30年11月28日	北方警察署	平成30年11月28日
山県警察署	平成30年11月15日	加茂警察署	平成30年11月9日
中津川警察署	平成30年11月28日	下呂警察署	平成30年11月28日
高山警察署	平成30年11月7日		

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機関名	区分	内容
岐阜南警察署	指導事項	物品の管理事務において、防弾衣など4件（取得価格計305,842円）を亡失していたため、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。
	指導事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として

海洋警察署	指導事項	12,110円の費用負担が発生し、また、修繕料73,526円(うち相手方負担分66,173円)が支払われていたため、職員が交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
大垣警察署	指導事項	公務中にノートパソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料91,584円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
	指導事項	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として172,034円の費用負担が発生していた。また、公用車が1台廃車となっていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
揖斐警察署	指導事項	公務中にノートパソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料61,776円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
	指導事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として240,286円の費用負担が発生し、また、修繕料4,609円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
北方警察署	指導事項	公務中に道路標識簡易補修器を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料66,960円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
	指導事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として142,992円の費用負担が発生し、また、修繕料558,014円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
加茂警察署	指導事項	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として112,676円の費用負担が発生し、また、修繕料76,032円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
	指導事項	事故処理用務中に、事故車両を損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金として23,760円の費用負担が発生していたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
高山警察署	指導事項	公務中にノートパソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料91,584円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図らねばならない。

11 その他(3機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
選挙管理委員会西濃地方事務局	平成30年11月26日	選挙管理委員会恵那地方事務局	平成30年11月19日
選挙管理委員会飛騨地方事務局	平成30年11月8日		

【監査の結果】
特に指摘及び指導する事項はなかった。

岐阜県監査委員会告示第二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事等関係機関から定期監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成三十一年一月十一日

岐阜県監査委員	山	本	勝
岐阜県監査委員	太	田	久
岐阜県監査委員	山	本	泉
岐阜県監査委員	藤	良	寛
岐阜県監査委員	杉	山	祐子

Ⅰ 平成30年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 平成30年度

(単位：件)

区分	監査結果 (平成30年11月末現在)	措置済	今回措置を 講じたもの ※	未措置
指図書事項	A	B	C	A-B-C
指図書事項	59	28	6	25
指導事項	65	30	15	20
検討事項	5	2	0	3
計	129	60	21	48

※ 「今回措置を講じたもの」については、平成30年11月28日及び12月3日に知事等関係機関から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

指図書事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項：是正又は改善を求める事項

検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

Ⅱ 定期監査の結果に基づき講じた措置

1 平成30年度

(1) 監査結果(指図書事項)に基づき講じた措置

商工労働部

機関名	監査結果	講じた措置
地域産業課	時間外勤務手当の支給事務等において、週休日に勤務命令により勤務し、別の勤務日に週休日の振替を行った際に、一度振替により週休日とした日に勤務を命ずる必要が生じた場合には、週休日に勤務したとして時間外勤務手当を支給すべきところ、振替を取り消したとして時間外勤務手当を修正して支給していったことにより、2件14,888円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理された。	指図のあった2件14,888円の支払不足については、平成30年9月21日に追給した。また、平成29年度分の他の職員の時間外勤務手当について再確認したが、指図分のほか、支払不足や過払は認められなかった。 今後は、時間外勤務手当支給の決裁時に「週休日登録/変更」及び「週休日の振替等の通知書」を添付して、適正な手当支給となっているか、複数の職員で突合及び確認を行うことで再発防止に努める。
産業技術センター	果が特別徴収を行った非常勤職員等5名の個人住民税の支出事務において、納期限までの支払を遅延したことにより、督促手数料4件400円が支払われていたため、今後は適正に処理された。	今後は、請求書等の受領状況や、定期的な支払に関するスケジュール管理などを職員間でけん制し合い、支払遅延が起らないよう適正執行に努める。

都市建築部

機関名	監査結果	講じた措置
都市公園課	時間外勤務手当等の支給事務において、休日勤務手当を支給すべきところ、時間外勤務手当を支給しているものがあつたので、今後は適正に処理された。	今後、同様の支給誤りが発生することがないよう、時間外勤務手当等の制度内容を再確認し、決裁時に、複数の職員によるチェックを徹底することで、再発防止に努める。

警察本部

機関名	監査結果	講じた措置
交通規制課	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として43,292円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られた。	次席及び交通管理センター所長が、事故の状況や原因を当該職員から聴取し、交通事故防止策等について個別に指導・教養を実施した。 全課員に対しては、朝会時に次席が今回の交通事故の原因と防止策、具体的には「交差点進入時の安全確認」、「交差点での防衛運転」及び「道路状況に見合った運転」について指示を行ったほか、岐阜県警察本部の駐車場において運転技能訓練を実施した。 さらに、公用車を運転する際の職員の自覚及び公用車交通事故発生時の業務への支障について教養するなど、今後も機会あるごとに「交通事故防止に関する指導・教養」を行い、再発防止に努める。
高速道路交通警察隊	公務中の1件の交通事故について、修繕料207,316円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られた。	事故当事者である隊員に対しては、隊長及び副隊長が交通事故の状況や原因を聴取し、交通事故防止に対する指導を実施した。全隊員に対しては、事故の概要を説明し再発防止の徹底を指示した。 さらに、各分団隊長に対して、平常心の維持と現場状況に応じた事故防止対策について指示するとともに、分団長ごとに小隊長会議を開催し事故防止について指導を実施した。 また、全隊員参加による事故防止検討会を開催し、事故事例に基づく事故防止方策を検討し、隊員の交通事故防止意識の高揚を図った。 現在では、朝会時に、「100ゼロ事故防

<p>機動隊</p>	<p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として250,862円の費用負担が発生し、また、修繕料125,452円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。</p>	<p>追(前)突編、後退編)を出席者全員で唱和し、代表隊員による事故防止に留意する事項を「一日一訓」として定め、就業前の交通事故防止に対する隊員の意識付けを行っている。</p>
<p>機動隊</p>	<p>当該職員に対しては、交通事故が公務に与える影響及び再発防止策について、幹部による個別指導を継続的に行った。全所属職員に対しては、朝会及び例会時において、隊長、副隊長及び中隊長が交通事故防止の安全運転教養を実施し、再発防止を図っている。</p> <p>また、朝会時で、公用車事故防止の「ルール」(後退編及び追突編)や交通安全守則の唱和、短時間ヒヤリハット体験の発表を継続して実施し、交通安全意識の高揚を努めている。</p> <p>さらに、階段及びトイレに公用車事故防止の「ルール」(後退編及び追突編)を貼付して、事故防止の意識付けを図っている。</p> <p>公用車運転時の具体的な交通事故防止策として、出発時に副隊長に申告し、幹部による安全運転の指示手配を実施している。</p> <p>また、公用車運転時には可能な限り側乗者を配置し、複数の目での安全確認や降車誘導を行い、交通事故防止に努めている。</p> <p>さらに、駐車場においてロードコーン等で囲みを作り、切り返しや蹴突駐車の実技訓練を実施し、安全運転技能の向上を図っている。</p>	<p>適正に処理された。</p> <p>これまで、物品処分等調査の決裁は物品事務担当者をはじめとする事務職員のみが決裁ルートに入っていたが、この指摘を受け、物品関係の全ての調査については、担当学芸員及び学芸部長も決裁ルートに入れることとし、複数人で物品管理事務に備えや誤りがなければ確認することとした。</p> <p>また、現物実査にあっては、物品一覧表を、現物だけではなく、担当学芸員が作成する寄託や貸付けに関する書類とも突合することとし、物品一覧表との不突合がないかを確認する。</p>
<p>健康福祉部</p>	<p>機動隊</p> <p>可変保体所</p> <p>公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料83,160円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図らねばならない。</p>	<p>パソコンを損傷し修繕を行った際にも、所属職員や雇員等に対し、パソコンをはじめとした備品等を損傷させた場合の金銭的・業務的損害及び慎重な取扱いについての周知を行っているが、今回の調査結果を受け、備品を損傷させると調査での指導事項になることを周知し、改めて備品の慎重な取扱いについて注意喚起を行った。</p>
<p>健康福祉部</p>	<p>機動隊</p> <p>産業技術課</p> <p>郵便切手の管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 出納を行った際に、消耗品出納簿に記載していないものがあった。 2 購入により取得した郵便切手を直ちに消費した際に、消耗品出納簿の出納員印欄に押印されていないものがあった。 	<p>指導のあった郵便切手の管理について、平成29年度に購入した全ての郵便切手を確認した。</p> <p>また、全て消耗品出納簿に記載し、出納員が押印し、帳簿を整理した。</p> <p>今後は、郵便切手を購入・使用する場合には消耗品出納簿への記入と出納員の押印を徹底するとともに、月末に消耗品出納簿と財務会計システム上の郵便切手の購入実績を突合し、郵便切手の適切な管理に努める。</p> <p>指導のあった「特定個人情報取扱記録簿」の記録漏れについては、全て記載し修正した。</p>
<p>(2) 監査結果(指導事項)に基づき講じた措置</p> <p>現(前)突編、後退編)を出席者全員で唱和し、代表隊員による事故防止に留意する事項を「一日一訓」として定め、就業前の交通事故防止に対する隊員の意識付けを行っている。</p>	<p>当該職員に対しては、交通事故が公務に与える影響及び再発防止策について、幹部による個別指導を継続的に行った。全所属職員に対しては、朝会及び例会時において、隊長、副隊長及び中隊長が交通事故防止の安全運転教養を実施し、再発防止を図っている。</p> <p>また、朝会時で、公用車事故防止の「ルール」(後退編及び追突編)や交通安全守則の唱和、短時間ヒヤリハット体験の発表を継続して実施し、交通安全意識の高揚を努めている。</p> <p>さらに、階段及びトイレに公用車事故防止の「ルール」(後退編及び追突編)を貼付して、事故防止の意識付けを図っている。</p> <p>公用車運転時の具体的な交通事故防止策として、出発時に副隊長に申告し、幹部による安全運転の指示手配を実施している。</p> <p>また、公用車運転時には可能な限り側乗者を配置し、複数の目での安全確認や降車誘導を行い、交通事故防止に努めている。</p> <p>さらに、駐車場においてロードコーン等で囲みを作り、切り返しや蹴突駐車の実技訓練を実施し、安全運転技能の向上を図っている。</p>	<p>直ちに物品一覧表から当該寄託作品3点を削除した。</p> <p>今回の指摘に関しては、担当学芸員と物品事務担当者、出納員及び取次等生命者との連携が取れていなかったことが原因である。</p>

<p>機関名 検査監督課</p>	<p>監視結果 公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料97,092円</p>	<p>講じた措置 毀損事故を起こした職員に対し、ノート型パソコンをはじめとした県有物品の取扱</p>
<p>工業技術研究所</p> <p>USBメモリの管理事務において、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載して情報セキュリティ取扱管理者の許可を得ることなく、職員がUSBメモリを利用していたものがあつたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>また、指導を受けた後、全職員に特定個人情報の使用について注意喚起をするとともに、特定個人情報ごとの詳細な取扱いが分かるよう、「使用日」及び「使用理由」を記載した使用簿を作成し、課内の取扱いを整備した。</p> <p>今後は、特定個人情報取扱いの承認を受ける際には、「特定個人情報取扱記録簿」への記載を徹底し、適切な管理に努める。</p> <p>事故後、速やかに発生原因を確認し、該当職員に対してノートパソコンをはじめとした電子機器等の取扱いを慎重に行うよう指導した。</p> <p>また、過失による職員用パソコンの破損時の対応について全職員に通知し、ノートパソコンをはじめとする県有物品等の適正な使用、管理策について全職員に周知徹底した。</p>	<p>また、県における情報セキュリティ対策の職場研修を実施して、情報資産を守るための外部記録媒体の管理及び利用についての再教育を行った。</p> <p>今後は、適正な管理を徹底するために、定期的に情報セキュリティリーダーがUSBメモリ等の管理台帳に記載されている外部記録媒体の現物確認を実施するほか、USBメモリの利用については、各担当課長において確認する体制とした。</p>

<p>機関名 総務課</p>	<p>監視結果 公務中にノート型パソコンを損傷させた2件の毀損事故について、修繕料173,124円</p>	<p>講じた措置 毀損事故発生後、朝会において、全職員に執務資料を配布し、パソコンの取扱いに</p>
<p>都市建築部</p> <p>機関名 流域浄水事務所</p>	<p>監視結果 物品の処分事務において、廃棄された物品の処分等調書が作成されていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>いについて、十分注意を払うよう指導した。あわせて所属職員に対して県有物品等の慎重な使用及び管理について周知徹底した。</p> <p>当該職員に対し、備品の取扱いについて一層の注意を払うよう指導を行った。</p> <p>また、毀損事故発生直後の朝会のほか、平成30年9月10日開催の職場研修において、全職員に対し、パソコンなどの物品の毀損事故防止のほか、その周辺の常時整理等について注意喚起を行い、より一層の再発防止の徹底を図った。</p> <p>施設を管理する公益財団法人が、物品の耐用年数等を理由に県有備品を廃棄し、及び更新していたが、当事務所としてそのことを把握していなかった。</p> <p>直ちに事実を確認し、物品処分等調書を作成した上で平成30年5月31日に除却した。なお、同年8月に物品の総点検を実施し、物品一覧表との不突合がないことを確認した。</p> <p>今回の事案は、施設管理者との情報共有が不十分であったことに起因するため、「所在場所」や「種類」などの物品を管理する情報に「画像」も追加した上で、情報共有する体制を構築した。</p> <p>今後は、施設管理者が物品更新をする際に、当事務所の物品がある場合は、双方で十分に協議した上で作業を進めることとし、廃棄する物品がある場合は、職員立会いのもと作業を進め、手続欠遺漏のないように努める。</p>

	<p>が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図らねたい。</p>	<p>関する注意事項の説明を行うとともに、個々のパソコンに注意喚起シールを貼付して周知徹底を図った。 今後も機会をとらえて職員に周知・指導を繰り返し行い、再発防止に努める。</p>
<p>生活安全総務課</p>	<p>公益財団法人岐阜県防犯協会の事業に対する補助金について、補助対象経費の内訳、支払の事実などを確認していなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>平成30年度定期監査（予備監査）受検後、公益財団法人岐阜県防犯協会において現地調査を実施し、平成29年度分補助対象事業に係る経費の支出状況が適正であったことを確認した。 今後は、補助事業実績報告書受理後、速やかに現地調査を実施することとし、適正処理に努める。</p>
<p>生活環境課</p>	<p>公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料91,584円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図らねたい。</p>	<p>当該職員に対しては、次席がパソコン毀損事故の原因及び状況を聴取し、適正使用について個別指導を実施した。 全職員に対しては、毀損事故発生状況を周知するとともに、ノートパソコンの取扱いについての注意事項を具体的に指示した。 今後も、物品の適正な使用、管理等について指導・教養を随時実施し、事故防止の徹底に努める。</p>
<p>地域課</p>	<p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として8,532円の費用負担が発生し、また、修繕料13,483円（うち相手方負担分6,746円）が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねたい。</p>	<p>事故当事者に対して、事故原因を認識させ上司が個別に事故防止について指導した。 毎朝行う朝会において、課長、管理官等が、交通事故事例を踏まえて安全確認の励行、基本運転の徹底、乗客者の責務などについて指導した。 また、巡回指導等に出発する勤務員に対して、個々具体的な指示を出して注意を促す等、交通事故防止意識の向上に努めている。</p>
<p>刑事総務課</p>	<p>公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料91,584円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図らねたい。</p>	<p>発生当日、当該職員に対しては、次席が毀損事故の原因及び状況を聴取し、パソコンの適切な使用及び管理について個別指導した。 また、職員に対して、朝会における次席指示と幹部会議における手配を通じて、本</p>

<p>機動捜査隊</p>	<p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として19,380円の費用負担が発生し、また、修繕料185,972円（うち相手方負担分122,374円）が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねたい。</p>	<p>事故の発生状況を詳細に説明し、各種端末の適正な扱いについて教養し、継続して再発防止への注意喚起を行った。 監査結果を受けて、幹部会議等においてパソコンの適正管理と周辺の整理整頓を再手配し、再徹底を図った。</p>
		<p>事故当事者である職員に対しては、隊長及び副隊長が交通事故の状況や原因を聴取し、交通事故防止に対する指導を実施した。全職員に対しては、事故の概要を説明し再発防止の徹底を指示した。 さらに、駐車場等緊急自動車運転技能者課程研修の修了者による各種交通事故防止の慣熟訓練教養を行ったり、隊員の事故防止意識を向上させるため、毎朝の勤務交替時に「本日の事故防止ポイント」を各自発表させることで、事故防止意識の植付けを図っている。</p>

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十一年一月十一日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び可茂県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十一年一月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成三十年十二月二十六日

二 届出者の氏名又は名称

ユニー株式会社

三 建物の名称及び所在地

（仮称）ドン・キホーテUNY可児店

可児市中恵土字溝向二二〇番一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

（変更前）ピアゴ可児店

（変更後）（仮称）ドン・キホーテUNY可児店

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十一年一月十一日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十一年一月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成三十年十二月二十八日

二 届出者の氏名又は名称

ボセイドン特定目的会社

三 建物の名称及び所在地

モレラ岐阜

本巣市三橋字糸貫川通一〇〇番一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社パロ 代表取締役 田代 正美 外二六者

多治見市大針町六六一番地の 一

（変更後）株式会社パロ 代表取締役 田代 正美 外二三者

多治見市大針町六六一番地の 一

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十一年一月十一日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び可茂県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十一年一月十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成三十年十二月二十六日

二 届出者の氏名又は名称

ユニー株式会社

三 建物の名称及び所在地

(仮称) ドン・キホーテUNY可児店
可児市中恵土字溝向二二二〇番一 外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前九時～午後九時

(変更後) 午前八時～翌午前二時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前八時三〇分～午後九時三〇分

(変更後) 午前七時三〇分～翌午前二時三〇分

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十一年一月十一日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十一年一月十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成三十年十二月二十八日

二 届出者の氏名又は名称

ガセイドン特定目的会社

三 建物の名称及び所在地

モレラ岐阜

本巣市三橋字系貫川通一〇〇番一 外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 株式会社パロ一 午前十時～午後十時(年間六十日間)は午前九時～午後十時

(変更後) 株式会社パロ一 午前十時～午後十時(年間六十日間)は午前九時～午後十時

株式会社ローソン 午前七時～午後十一時

右記以外の小売業を行う者 午前十時～午後十時

(変更後) 株式会社パロ一 午前十時～午後十時(年間六十日間)は午前九時～午後十時

株式会社ローソン 午前七時～午後十一時

右記以外の小売業を行う者 午前十時～午後十時(年間十日間)は午前八時～午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) A 二十四時間

B 午前九時三十分～午後十時三十分(年間六十日間は午前八時三十分～午後十時三十分)

C 午前九時三十分～午後十時三十分

(変更後) A 二十四時間

B 午前九時三十分～午後十時三十分(年間六十日間は午前七時三十分～午後十時三十分)

C 午前九時三十分～午後十時三十分

午後十時三十分

午後十時三十分

午後十時三十分

午後十時三十分

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により八百津町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年一月十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

八百津町

二 作業種類

公共測量（デジタル撮影、写真地図作成、修正数値図化）

三 作業期間

平成三十年十二月十二日から
平成三十一年三月二十八日まで

四 作業地域

加茂郡八百津町

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成三十一年一月十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

高山市

二 調査を行った地域

岐阜県高山市久々野町山梨の一部（山梨）

三 調査を行った期間

平成二十七年年度から平成二十九年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県高山市（久々野町山梨の一部）の地籍図
岐阜県高山市（久々野町山梨の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成三十一年一月十一日

平成三十一年一月十一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんどびあ十三 岐阜文芸社